

# 袁世凱・孫文・鄧小平\*

山田辰雄

## 1. はじめに

本稿は、2000年11月拓殖大学国際開発学部で開催された、同年度アジア政経学会全国大会における報告を基にして執筆したものである。全体的論題は、「伝統と革新 アジアの指導者像」であった。そこでは、近代におけるアジア諸国と諸地域の発展過程が「隷従の時代」、「解放の時代」、「開発の時代」から構成されると想定されている。このような概念がそれぞれの国に持ち込まれるとき、時代区分と各時代が直面した課題は多様である。筆者は、これまでの研究の上に立って、この問題を20世紀中国の政治史のなかで論じていきたいと思う。

各段階の歴史的課題はそれぞれの段階ですべてが解決されるわけではなく、次の段階まで引き継がれる。20世紀中国政治史において、隷従の時代とは、1911年の辛亥革命までの時期を指す。それは、漢民族に対する満州民族の支配、専制王朝の支配、アヘン戦争以来の列強の侵略の時代であった。解放の時代とは、辛亥革命以後国民革命の時期であり、1949年の中華人民共和国の成立をもって終わる。それは、中国国民党と中国共産党が中心となり、中国の伝統的政治支配体制と帝国主義からの解放、新たな近代的国民国家の建設に挑んだ時代であった。開発の時代とは、中華人民共和国の時期に相当する。それは、社会主義を通して中華民国時期から引き継がれてきた国民国家を建設する課題と取り組み、現在に至り社会主義そのものの変容が問われている時代である。

---

\* この山田辰雄氏の論説は、前号（第48巻第1号）に掲載された長崎暢子氏、若林正丈氏の論説と同じく、「伝統と革新 アジアの指導者像」という特集の一部を構成するものである。山田氏は、20世紀中国の袁世凱・孫文・鄧小平という3人の指導者の政治指導に共通する集権化、排他的支配、代行主義に注目し、これを20世紀中国政治の構造的要素から導き出されたものであり、選択的に抽出された伝統的要素だったとして、中国政治における伝統と革新を論じている。 （編集委員会）

## 2. 伝統と革新、そして指導者像

伝統とは、専制王朝体制とそれを支える知的体系である。ここでは、19世紀末から20世紀前半に至る時代を主要な考察の対象とする。個々の指導者は、総体としての、不定形な伝統のなかから、自らの必要に基づいて選択的に具体的伝統の要素を取り出す。

革新とは、伝統に対する批判、破壊、建設である。この伝統と革新の過程については中国近代政治史として多くのことが語られているので、ここでは簡単に触れておくことにする。

辛亥革命は、専制王朝を倒し、共和制民主主義を目指したが、袁世凱の独裁に帰結した。国民党は、1928年北伐の完成を通してひとまず全国統一を実現したが、孫文の「訓政論」によって党の独裁的支配を正当化した。共産党は、国民党の独裁に対し「民主主義」を要求して闘ったが、中華人民共和国において実質的に一党独裁を堅持した。56-57年の放鳴運動、78年の「北京の春」、86-87年の学生運動、89年の天安門事件において、党・国家の独裁的支配が維持された。20世紀の政治の発展は、一面では伝統的政治体制からの解放＝共和制・民主化・国民国家の統一と独立を追求したが、他面では集権・独裁を内包していた。そこから20世紀中国政治の特徴が生み出される。

本稿は、20世紀中国政治の伝統と革新のなかで指導者の果たした役割、思想と行動に焦点をあてる。指導者の果たす役割は、その人物の置かれている政治社会、発展段階によって異なる。中国について第一に指摘できることは、制度化の遅れた政治社会における指導者個人の果たす役割の相対的重要性である。それは、時には「人治」という言葉によって表される。第二は、波多野善大が追求したように、パーソナリティと政治との関係である。「人間はその本来の欲望を満足させたい情熱に駆られて、それを達成するために必要な当為を見つけ出し、これを実践する努力をするのではないか、その結果として真理・善行・芸術が生み出されるのではないか、と思う」<sup>(1)</sup>。つまりそれは、人間の本来の欲望にまでさかのぼり、中国の歴史的状況と指導者のパーソナリティとを結びつけ、個人が歴史上果たした役割を解明しようとする試みであった。第三は、中国にだけ特有のものではないが、中国社会を動かしていく人的結びつきの重要性を特に指摘しておかなければならない。伝統的宗族主義に基づく血縁・地縁、出身校、義理・人情などがそれである。また、これらの要素との関連で指導者の人間関係を解明していくことを通して、中央における対立が地方における協力となって現れること、そしてその逆の現象をも発見する可能性がある。本稿では主として第一と第二の視角を考慮しつつ、袁世凱、孫文、鄧小平の政治指導と思想を取り上げることにする。

### 3. 袁世凱の帝制論　グッドナウと楊度

1915年に袁世凱は、グッドナウ（Frank J. Goodnow, 1859 - 1931）と楊度（1875 - 1931）の帝制論に支持されて帝制を試みたが、失敗に帰した。

グッドナウはアメリカの指導的政治学者であり、コロンビア大学教授を経て、1914年29年ジョンズ・ホプキンス大学学長を務めた。彼は、13年にカーネギー国際平和基金によって中国へ派遣され、一時的中断はあったものの、15年まで袁世凱政府の法律顧問の地位にあった。したがって、袁世凱とグッドナウとの関係は、13年以來のグッドナウによる憲法・政治体制改革に関する提言のなかにその起源がある。提言の焦点は行政権力の強化にあった<sup>(2)</sup>。さらにさかのぼれば、この要請は強い中国の創出、そのための中央への権力の集中を目指した辛亥革命の目標とも関連していた。帝制論はこの流れの延長線上にあったのである。

グッドナウは、1915年8月に『亜細亞日報』に「君主与共和論」を発表し<sup>(3)</sup>、袁世凱の帝制に理論的根拠を与えようとした。グッドナウはまず、欧米諸国の政治的経験に言及し、共和制の成功例としてアメリカ合衆国の独立革命とフランス革命、失敗例としてイギリスのピューリタン革命を取り上げる。その成否の要因は、教育の普及、人民の政治意識、政治参加と訓練、権力継承時の政治的安定性などにあった。

グッドナウは翻って辛亥革命後の中国の政治状況のなかに、帝制を正当化する根拠を見出そうとした。第一の根拠として、政治発展の段階の観点から、辛亥革命において「専制から共和に一変したことはまことにあわただしい動きであって、良い結果をもたらすことはむずかし」かった。その背後には、中国における学校の欠如、人民の知的水準の低さ、政治参加の欠如などの条件があったことが指摘されている。帝制を主張する第二の根拠は、中国が伝統的に「君主独裁になれている」ということであった。さらにグッドナウは、「中国がもし独立を保とうとすれば、立憲政治をとらざるをえず、中国の歴史習慣、社会経済の状況、列強との関係から見れば、中国の立憲は君主制によって行いやすく、共和制による方がむずかしい」と述べている。ここでは、過去から引き継がれてきた要素と発展段階的要素に加えて、第三の国際環境の要素が考慮されている。第四の根拠は、「現在の制度についていえば、総統の継承問題はまだ解決しておらず、いまある規定はもとより十分ではない」と言っていることからわかるように、権力の継承に伴う混乱の回避であった。

楊度も籌安会を組織して袁世凱の帝制を推進した。彼は、1915年4月に書き上げた「君憲救国論」において帝制支持の立場を明確にした<sup>(4)</sup>。楊度の帝制支持の論法の特徴は、日本を含む欧米諸国の政治発展の経験を参照しつつも、それらの中国に対する適用可能性を否定することによって、中国固有の条件を強調し、それらを帝制を正当化する根拠としていることである。中国に固有な第一の条件は、民国初期の政局において革命派が

共和制を手段として利用し、かえって混乱を招いたということである。第二は、当時の大總統制の権力継承時における政治的不安定性であった。第三の条件は中国人民の民度の低さであり、第四は列強の中国政治への介入を回避したいという意図であった。「野心をもった外国は、ついにこの機（兵乱）に乗じて勝手に各派の間に割り込み、挑発・離間して混乱を助長する」と彼は述べている。

グッドナウと楊度の差異は、前者が帝制を立憲共和への過渡期ととらえ、その過程における人民の政治参加の必要性を説いていたのに対し、後者はその点に関する言及に欠けていたことであった。しかし、両者に共通する点は、辛亥革命後の混乱した政治状況において、帝制の上からの指導によって強い中国を創り出そうとすることにあった。それは、共和・民主の犠牲の上に立った集権であり、排他的支配に帰結するのである。

#### 4. 孫文の訓政論

孫文の政治的生涯を振り返ってみると、その政治指導と思想には大きな変遷があり、非常に複雑である。ここでは、本論の趣旨との関連で、孫文の政治思想のなかに一貫して存在していた訓政論的発想を取り上げる。そして、この訓政論を支えていたのは、孫文による人間の3種類の区分であった。

孫文は早くから人間を「先知先覚」、「後知後覚」、「不知不覚」の3つの類型に分類して考えていた。これらの概念に関し、少し長くなるが、孫文が晩年に到達した『三民主義』のなかから引用しておくことにする<sup>(5)</sup>。

「人は、当然、三種類ある。第一種の人を、先知先覚とよぶ。この種の方は、最高の聡明さを持ち、一つの事をみれば、多くの道理を考えだし、ひとこと聞けば、多くの事業をなしとげることができる。こういう才能をもつ人であってこそ、先知先覚であり、このような先知先覚者の手で、あらかじめ多くの方法が考えだされ、多くの事業が行われてこそ、世界は進歩し、人類は文明をもちうる。だから、先知先覚は、世界の創造者であり、人類のなかの発明家であります。第二種の人を、後知後覚とよび、この種の方の聡明さと才能は、第一種の人とくらべ一段下にある。自分では創造も発明もできず、ただ、追従し模倣するだけ、第一種の人によってすでになされたことならば、かれらにも学びとることができます。第三種の人を、不知不覚とよび、この種の方の聡明さと才能は、さらに一段下だ。なにごとであれ、人から教えられても、知ることができず、ただ行えるだけだ。いまの政治運動の用語でいえば、第一種の方は発明家、第二種の方は宣伝家、第三種の方は実行家であります。だが、世の中の事業の進歩は、すべて実行いかんによるものであり、だから、世界の進歩の責任は、あげて第三種の人々の肩にかかっているのです。」

これを党組織に置き替えて考えると、「先知先覚」は党の最高指導者であり、「後知後

党」は一般党员であり、「不知不觉」は党外大衆に相当する。ここで彼は、革命における「不知不觉」=大衆の役割を重視している。この講演が行われたのは、1924年1月の国共合作成立直後であった。国共合作を促した一つの重要な契機は、大衆の政治参加の重要性を孫文が認識したことにあつた。その意味で、この発言は当時の孫文の立場を反映していた。

しかし孫文は、少なくともこの段階で自由民主主義者ではなかつた。彼は自らの、そして国民党の支配の正統性を人民の選挙に求めることはなかつた。孫文には、「知るは難く行うは易し」(「知難行易」)という考え方があつた。それは、伝統的な「知るは易く行うは難し」(「知易行難」)という観念を批判し<sup>(6)</sup>、革命運動への参加を鼓舞するものであつた。重点は、知ること、つまり革命の戦略戦術を創り出すことにあつた。それは、「先知先覚」たる党の最高指導者の任務であり、革命における上からの指導の重要性を示していた。このような考え方が訓政論の根底にあつたのである。

革命の発展を軍政、訓政、憲政の3段階に分ける考え方は、同盟会以来孫文の政治思想のなかに存在し、後年の国民党の政治を拘束することになった。この考え方は、孫文が晩年1924年4月に発表した「国民政府建国大綱」に凝縮している<sup>(7)</sup>。軍政時期は、革命勃発直後の軍事管制の時期である。一省における軍事的鎮定をもって訓政段階に進む。さらに、各省において民主主義的訓練が達成された後、全国的規模の憲政段階に進む。ここで重要なのは訓政段階である。この段階で政府は各県に人員を派遣し、地方自治を準備させ、民主主義的訓練と社会・経済建設を行う。それは、上からの政府主導による政治・経済建設であつた。蒋介石は、後に31年の「訓政時期約法」において、政府を国民党の指導下に置き、他の政党の政府への参加を排除し、権力の集中をはかつたのである。

## 5. 天安門事件における鄧小平の発言

1989年4月15日胡耀邦前中国共産党総書記が急逝すると、北京を中心として各地の学生や一部の知識人が彼を追悼し、彼の政治的役割の再評価を要求した。それは、その後2ヵ月にわたり、学生・知識人以外に一部のマスコミ・企業・政府の関係者を巻き込んだ大規模な民主化要求運動に発展した。天安門前広場には100万を越す学生が結集し、デモを繰り返した。このような動きに対して、共産党機関紙『人民日報』は4月26日の社説で、この運動が政府転覆を目指す「動乱」であると断定した。中国の政府と党は5月20日に北京の一部に戒厳令をしき、6月3日の深夜から4日の未明にかけて軍隊を投入し、天安門前広場にいた学生たちを排除した。その結果、学生側に、そして政府側にも多くの死傷者を出したのである。

この事件における政策決定過程で鄧小平は重要な役割を果たした。「これは通常の学生運動ではなく動乱である。断固として制止し、彼らに目的を達成させてはならない」。

「その目的は共産党の指導を転覆し、国家、民族の前途を喪失させることである。」「われわれには数百万の軍隊があるではないか、何を恐れることがあろう！」<sup>8)</sup>これらは、4月25日の北京市委員会の状況報告に対する鄧小平の談話である。4月26日の『人民日報』社説が学生運動を「動乱」と断定したことは、鄧小平のこの発言に基づいていたと考えられる。それは、天安門事件における共産党の態度を明らかにした一つの転換点であった。

1989年3月鄧小平は趙紫陽に対する指示のなかで次のように述べている。「総じて中国には安定が必要である。」「いま外国には新権威主義という新しいスローガンがある。それは途上国で経済発展を行うには、一人の意志の強い人間が指導しなければならないというものである。私はまさにそれを言っているのである」<sup>9)</sup>。改革は安定団結を前提として、優れた指導者の上からの指導によって行われなくてはならない。換言すれば、そこでは改革への市民的自発性は許されない。当時の状況に則していえば、政治改革は学生・知識人の民主化への要求に基づいて行われるのではなく、共産党の上からの指導に従って行われなければならなかった。党・国家の命令に従わない場合は、軍隊を投入して反対勢力を弾圧するという、排他的支配の様相が見られた。

以上の三つの例から導き出される共通の特徴は、下からの参加と民主主義の犠牲の上に立った、党・国家の上からの指導による強い中国の創出であった。そこでは、安定・団結に基づく経済・軍事建設が重要になる。この過程における政治指導の特徴は、反対勢力に対する排他的支配、集権と「代行主義」であった。筆者はたびたび述べてきたが、代行主義とは、「エリート集団が人民に代って改革の目標を設定し、人民に政治意識を扶植して目標を実現するために人民を動員するが、人民が異議を申し立てるための制度的保障を欠く指導体制と指導様式」を意味する。代行主義においては、社会におけるエリート集団の指導権確保が絶対的であった。

## 6. 排他的支配と代行主義の由来

筆者は、この排他的支配と代行主義が近代中国における政治的制度化の欠如という構造的要因に由来すると考える。つまり、異なった利害関係をもつ政治集団がその対立を調整・解決するための共通の制度的枠組が存在しなかったか、あるいは非常に弱体であったのである。共通の制度的枠組とは、典型的には議会であるが、必ずしも議会制民主主義だけを想定しなくてもよい。20世紀中国の政治史のなかで、このような制度化の試みがなかったわけではない。辛亥革命直後の議会制民主主義、1920年代後半の北伐の完成と訓政時期の開始、抗日戦争時期の国民参政会、1946年の政治協商会議、49年の中国人民政治協商会議などの機会があったが、いずれも上述の意味での制度化に失敗した。

それでは、なぜ制度化に失敗したのであろうか。次に述べる五つの理由が考えられる。第一は、中華民国が近代的国民国家として統一性を欠いていたことである。1928年6月

北伐の完成により中国はひとまず国民党によって統一された。しかし、当時、中央政府から一定の独立性を保持していた地方軍事勢力と共産党の農村革命根拠地が存在しており、中央の権力が全国的に浸透しない状態にあった。このような状況のなかで、政治的利害対立解決のための全国的規模での制度建設は不可能であった。

第二の理由は、制度化を推進するための社会勢力が弱体であったことである。袁世凱政権は旧官僚と軍人に依存していた。国民党の前身である中国同盟会は華僑を含む近代的ブルジョアジーや知識人によって支えられていたが、国民党は政権を獲得するにつれて一面ではブルジョアの基盤に依拠しつつも、他面では地主や軍人への依存を強めていった。政治基盤の伝統勢力への依存は、新たな制度建設を不可能にした。

第三の理由は、封建的議会在が欠如していたことである。西欧諸国における議会制民主主義の発展の歴史に照らしてみれば、封建議会在が換骨奪胎して近代的議会在を生み出した。そこでは、議会在運営の慣行、多数決原理と少数意見の尊重、政權交代の方式などが試され、受け継がれてきたのである。中国においても、辛亥革命直前に資政院と諮議局という擬似的議会在制度が開設されたが、短命に終わり、革命後の議会在に引き継ぐべきものを残さなかった。

第四の理由は、近代中国における主要な政治集団が独自の軍隊と支配領域をもっていたということである。そこでは、政治的対立は容易に生死をかけた武力対立に転化する。一つの政府の下で軍隊と支配領域を統一することは自らの存在を否定することになる。その意味で、政治的対立を解決するための制度建設が困難になるのである。

第五の理由は、帝国主義列強の存在である。近代中国のいかなる指導者も、帝国主義列強の侵略のなかで強い中国を創り出すという課題に直面した。この要請は権力の中央集権化をもたらし、排他的支配を正当化することになる。

以上述べてきた理由から、近代中国において政治的利害対立解決のための共通の制度的枠組の建設が困難になったのである。そのような政治構造のなかで、政治的対立は容易に武力対立に転化し、権力の集権化をもたらし、排他的支配と代行主義を生み出すことになった。

## 7. おわりに 再び伝統と革新について

繰り返し述べることになるが、辛亥革命は専制王朝を倒し、共和制を生み出した。国民党は軍閥支配を打倒し、北伐を完成、不十分ながら全国を統一し、最初の国民国家を樹立した。共産党は、国民党の独裁に抗して「民主主義」を主張し、中華人民共和国を樹立した。それは、列強帝国主義の支配を排除し、中央政府の権力を全国に浸透させ、労働者・農民を解放した。これら一連の革命の成果は、中国の伝統的政治体制に対する革新として評価されてよい。しかし、これらの革新は袁世凱の帝制、国民党の訓政独裁、

そして共産党のプロレタリア独裁に帰結した。そこに共通する政治指導の特徴は、集権化、排他的支配、代行主義であった。しかも、これらの特徴は、20世紀中国政治の構造的要素から導き出されたものである。筆者は、これらの特徴を20世紀中国政治の伝統ととらえ、連続性と呼ぶ。それらは、中国2000年の専制支配と類似性を有する。しかし、革新の側面に注目すれば、単なる類似性のみに基づいて伝統を論じることに對し、筆者は慎重でありたいと思う。それらの要素は、少なくとも20世紀中国の政治を見るなかで選択的に抽出された伝統の諸要素であり、連続性であった。このように見てくると、20世紀中国政治の発展は革新的側面と伝統的側面を同時に内包していたことになる。それらは、時には反発しつつ、また時には相互補完的關係にあったともいえる。

政治の革新を考えると、その前提として革新の対象となる不変の伝統を確認することから始めなくてはならない。中国は今後とも政治的近代化の指標を追求し続けるであろう。そのなかには、民主化、法制化、人権の保障、政治参加の拡大、権力の多元化などの諸要素が含まれる。このような政治発展の方向がどこまで伝統を革新できるのだろうか。

中国の政治社会の規模の大きさを考えると、その政治発展の帰結が自由民主主義であるという保証はない。20世紀中国は、常に2つの課題を抱えてきた。一つは、欧米の侵略に對抗できる強い中国の創出であり、それは経済・軍事建設と国民国家的アイデンティティの追求となって現れた。いま一つは、欧米と異なる方法による中国の建設であり、それは「社会主義」の追求となって現れた。孫文の三民主義、毛沢東の中国化されたマルクス主義、鄧小平の中国的特色をもった社会主義のなかにその傾向が体现している。かかる中国の政治発展の独自性の追求は、伝統的アイデンティティに基づく中華意識によって支えられていた。その意味においても、中国の政治発展は西欧社会で経験されたものと同じ道をたどる可能性は大きくないといえるのである。

(注)

- (1) 波多野善大『近代中国の人物群像 パーソナリティ研究』、汲古書院、1999年、xページ。
- (2) 山田辰雄「袁世凱帝制論再考」、山田辰雄編『歴史のなかの現代中国』、勁草書房、1996年、176-182ページ。
- (3) 以下に引用するグッドナウのこの論文は、『君憲紀要』第1冊、全国請願連合会、1915年に収録されている。
- (4) この論文は、劉晴波・李沛誠編『楊度集』、湖南人民出版社、長沙、1986年に収録されている。
- (5) 孫文(山口一郎訳)「三民主義」、伊地智善繼・山口一郎監修『孫文選集』第1巻、社会思想社、1985年、226-227ページ。
- (6) 孫文「心理建設」(1919年6月)に対する訳者伊藤秀一氏の解題、伊地智善繼・山口一郎監修『孫文選集』第2巻、社会思想社、1987年、11-12ページ。
- (7) 孫文「国民政府建国大綱」(1924年4月)、中国国民党中央委員会党史委員会編訂『国父全集』第1冊、同委員会、台北、751-753ページ。
- (8) 「北京市委員会の情況報告に對する鄧小平の講話」(1989年4月25日)、矢吹晋編訳『チャイナ・クライシス重要文獻』第1巻、蒼蒼社、1989年、129-130ページ。
- (9) 「鄧小平の趙紫陽への指示」(1989年3月初)、同上書、85-86ページ。

(やまだ・たつお 放送大学)